

一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度

平成 27 年 4 月 制定

平成 29 年 4 月 改定

令和 3 年 4 月 改定

(目的)

第 1 条 形成外科領域専門医制度は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）定款第 3 条および第 4 条 1 項 3 号を達成するとともに、形成外科領域専門医（以下、専門医という）の質を担保することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(専門医有資格者の認定)

第 2 条 学会は、一般社団法人日本専門医機構（以下、機構という）の委託を受けて、本制度第 3 条に定める専門研修施設において所定の修練を行い、形成外科領域の基本的な知識と技能を習得したものを審査の上、専門医有資格者として機構に報告する。

2. 学会は、前項の資格認定に関する業務を行うため、専門医認定委員会を置く。
3. 前 2 項に関する手続きその他を規定するため、専門医認定細則を別に定める。

(専門研修施設の認定)

第 3 条 学会は専門医となるための修練に適した施設を専門研修基幹施設および専門研修連携施設として認定し、機構に報告する。

2. 学会は、前項の施設認定に関する業務を行うため、認定施設認定委員会を置く。
3. 前 2 項に関する手続き等を規定するため、施設認定細則を別に定める。

(専門医生涯教育)

第 4 条 専門医は、本制度第 1 条を達成するために、以下を実践することにより自己研鑽に努めなければならない。

- 1) 形成外科領域のみならず全領域の専門医が習得すべき共通事項の講習受講
 - 2) 形成外科領域に関する事項の講習受講
 - 3) 学術集会への参加・発表、学術雑誌等での発表などの学術活動
 - 4) 専門知識・専門技能を活かした社会活動
 - 5) その他、専門医の生涯教育に役立つ事項
2. 専門医が専門医資格を維持するためには、5 年毎に専門医資格の更新審査を受けなければならない。
 3. 学会は審査の上、専門医の更新資格の有無を機構に報告する。
 4. 本制度施行前の日本形成外科学会専門医制度における学会専門医資格は、資格更新に際し前項の審査を経た後に、形成外科領域専門医と改称して同資格を

継承する。

5. 学会は、前 2 項の更新資格認定等に関する業務のため、専門医生涯教育委員会を置く。

(形成外科領域指導医)

第 5 条 学会は、形成外科専門研修を行う専攻医に研修上の指導を行ううえで必要にして十分な能力をもつ専門医を、形成外科領域指導医（以下、指導医という）として認定する。

2. 学会は、前項の指導医認定審査等の業務を行うため、指導医認定委員会を置く。
3. 前 2 項に関する手続きその他を規定するため、指導医細則を別に定める。

(認定の取り消し)

第 6 条 理事長は別に定める細則により、第 2 条 1 項および第 4 条 3 項に基づき認定した領域専門医資格を取り消し、機構に報告することができる。

2. 理事長は別に定める細則により、第 3 条に基づき認定した専門研修施設認定を取り消し、機構に報告することができる。
3. 理事長は別に定める細則により、第 5 条に基づき認定した領域指導医資格を取り消すことができる。

(専門医制度委員会)

第 7 条 理事長は、本制度に関して横断的かつ統合的な議論を行うため、専門医制度委員会を開催することができる。

2. この会議は理事長、庶務担当理事、専門医認定委員会の委員長、認定施設認定委員会の委員長、専門医試験問題作成委員会の委員長、専門医生涯教育委員会の委員長および理事長の推薦する若干名からなる。
3. この会議の議長は理事長が務める。

(改廃)

第 8 条 この制度の改廃は、理事会において行う。